

答 申

令和3年9月16日付けで諮問された「令和2年(2020)10月28日付け収納第2417号個人情報非開示決定通知書」による処分に対する審査請求の件(総務第323号)について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

市長(以下、「実施機関」という。)の行った非開示決定は妥当である。

第2 本件諮問に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和2年10月14日、出雲市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報公開請求を行った。審査請求人作成の個人情報開示請求書に記載された開示請求(以下、「本件開示請求」という。)に係る個人情報の内容は、概要以下のとおりであった。

①-1 当て逃げ事故発生以降の私と収納課との税の滞納に係る相談を行った日付

-2 上記相談のうち〇〇との相談に係る記録

②〇〇が収納課長だったころに滞納分を時効処理し、または減免をしたその根拠

③R2年の4月及び6月に税金に係る差し押えをした際に、不服申し立てが出来る旨の通知がなかった理由

- 2 実施機関は、令和2年10月28日、本件開示請求に係る個人情報の内容のうち、①-1、②及び③については、全部開示決定(以下、「本件全部開示決定」という。)を行ったが、①-2については、相談記録が評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報かつ個人的な検討段階にとどまるものであり、これを開示することは滞納整理事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあること(条例第13条第7号該当)を理由として非開示決定(以下、「本件非開示決定」という。)を行った(以下、合わせて「本件決定」という。))。

- 3 実施機関は、令和3年4月27日、本件決定の決定書を審査請求人に交付し、本件全部開示決定に基づき、本件開示請求に係る個人情報の内容のうち、①-1、②及び③について開示を実施した。
- 4 審査請求人は、令和3年7月27日、実施機関に対し、本件非開示決定に対する審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

開示して欲しい。

2 審査請求の理由

概要以下のとおりである。

平成25年10月8日、当時審査請求人の担当であった収納課の〇〇氏に対し、事故の和解に関する文書を持参し、これを同人に交付していた。

〇〇氏が異動した後に、上記を確認したところ、そのような記録はないとの回答であった。

しかし、異動した〇〇氏に確認したところ、〇〇氏は文書のコピーはファイルに綴じ、相談内容も記録したと回答した。

そこで情報公開請求をしたら、非開示との決定であった。

それまで記録は無いと言っていたのに非開示との決定がなされていることから、誰かが嘘を言い、改ざんしたものとしか考えられない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関では、納税者と納税に関し様々な相談を実施しており、当該相談の内容については、業務に必要な範囲で交渉経過記事に記録している。交渉経過記事には、財産調査や聞き取り情報、対応方針など滞納整理、滞納処分の準備段階の情報なども記載するため、これが事前に滞納者等に知られては滞納処分が阻害されるおそれがある。また、徴収ないし滞納処分に関する事務を迅速かつ適切に行うために、交渉経過記事には記録者の主観を含んだ記載を行っており、その内容は、個人的な検討段階にとどまるものである。このような交渉経過記事の性質に鑑みれば、交渉経過記事に記載された本件個

人情報を開示すると、市の徴収事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある（条例第13条第7号）。

また、交渉経過記事は、担当者の備忘録にすぎず、おおよその数値を書いたり、滞納者の発言も要約・意識して書いたり、記載後に改めて修正や追加したりするものである。そのため、交渉経過記事に記載された内容は、正確性・確定性のある情報ではなく、いわば未成熟な情報であるため、これを開示すると、滞納者に誤解を与え、又は混乱を招くおそれがある。よって、本件個人情報、徴収事務を行う過程で適切に滞納者と折衝を行うために用いられる、あくまで市の内部における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある（条例第13条第6号）。

なお、実施機関において、平成25年10月8日の相談記録自体がないと審査請求人に述べたことはなく、審査請求人が主張するような、滞納金の延滞金を免除すると担当職員が言った旨の記載がある相談記録はないと述べたにすぎない。

第5 審査会の判断

- 1 審査請求人作成の令和2年10月14日付個人情報開示請求書及び令和3年7月27日付審査請求書の全記載を総合的に解釈すると、本件審査請求に係る個人情報は、「平成25年10月8日の収納課における納税相談記録」である（以下、「本件個人情報」という）。
- 2 本請求における争点は、本件個人情報が、条例第13条各号に定められる非開示情報に該当するか否かである。
- 3 実施機関においては、滞納整理システムを用いて、税の徴収管理を行っており、納税者で行った相談や交渉についての内容も同システム内の交渉経過記事に入力している。実施機関では、この交渉経過記事を以下のように用いている。
 - ア 交渉経過記事には、納税者で行った相談や交渉の内容のみならず、納税者の財産調査の結果や課内で協議した対応方針等も記載されているが、

これらの記載は区分されることなく一体として記載されている。

また、滞納者の対応に当たった者が記載するものであるため、実施機関の複数の職員により書き込みが行われているが、その記載内容は、記録者が滞納者に抱いた印象や推測など記録者の主観的な要素も多く織り込まれて記載されている。

イ 記載された記事は、主として、後で読み返すときの備忘録として、あるいは、後任の担当者や上司などに効率的に経緯を伝えるために用いられるが、その内容については特に決裁などがなされるわけでもなく、記録する内容について職員間で統一されていない。

適宜要約等されるため、必ずしも正確性が担保されたものではない。案件によっては、遡って編集するなど適宜追記や修正がなされることもある。このような運用ゆえに、交渉経過記事は基本的にはシステム上で管理されており、用紙に出力されることはない。

4 本件個人情報、この交渉経過記事の記載の一部であるが、前述のような実施機関における滞納整理システムの運用方法に鑑みれば、交渉経過記事を公開することにより、以下のような弊害が生じることが認められる。

ア 交渉経過記事には、財産調査や聞き取り情報、内部協議の過程、今後の対応方針や具体的な取組み内容、調査対象とその結果といった内容が含まれており、これを開示することは実施機関にとって所謂「手の内」を明かすことに等しい。滞納者はこれらの情報を知ることにより、納税回避の行動を容易にとり得ることとなり、徴収事務の目的が達成できなくなる。

また、実施機関の職員は、交渉経過記事に主観的な印象や推測も織り込んで記事を記載しており、仮にこれが滞納者に開示されるとなると記載する職員において心理的に委縮し、記載する内容について必要以上に慎重になることは想像に難しくなく、交渉経過記事の情報量が激減し、徴収事務の円滑な遂行が阻害されるおそれがある。

イ 仮に部分開示とした場合でも、全体的な流れや非開示部分の占めるボリューム等から、非開示部分を推測し得ることがあることは否定できず、徴収を免れるための違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがある。

また、開示部分を滞納者の発言部分など滞納者の既知の情報に限った

としても、交渉経過記事が徴収管理のために作成されるものであることから、滞納者の発言等についての記録者の着眼点や収納課においてどの程度の情報が共有されているかといった点を読み取ることが可能となる。これらの情報を滞納者が知ることによって、滞納者が、質問聴取において警戒し、誠実に回答しなかったり、または、納税回避の行動をとったりすることで、正確な事実の把握が困難になるおそれは否定できない。

これを避けようとするれば、記録者としては、徴収管理上の必要性にかかわらず記録するなどして、着眼点が露見しないよう記録することを余儀なくされるが、これでは適宜必要な情報を記録することで徴収事務の円滑な遂行に資する交渉経過記事本来の役割が失われることになる。

ウ さらに、交渉経過記事の内容は、適宜追記・修正されることが予定されているため、実施機関の意思形成過程におけるいわば未成熟な情報であるといえ、開示することにより、滞納者に誤解を与え、又は混乱を招くおそれがある。

- 5 以上のとおり、本件個人情報、市の内部における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ（条例第13条第6号）、かつ、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる（同第7号）。よって、本件個人情報は、条例第13条第6号及び第7号に定められる非開示情報に該当するため、実施機関の行った非開示決定は妥当である。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年10月28日	実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問
令和3年11月19日 (第1回審査会)	審議
令和3年12月6日 (第2回審査会)	審議
令和4年1月28日 (第3回審査会)	審議
令和4年3月7日 (第4回審査会)	審議
令和4年4月27日 (第5回審査会)	審議
令和4年6月20日	出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

令和3年度：板垣正和，加藤智崇，多久和淑子，原量範，山本樹

令和4年度：板垣正和，加藤智崇，多久和淑子，原量範，山本樹